

議事要旨(1)(2)

実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」及び実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」について

秋葉統括研究員から、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」、五反田屋専門研究員から、実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づいて主に以下の説明が行われた。

■ 投資事業組合の実務対応報告について

前回の委員会での指摘事項による修正点を中心に説明がされた。主な修正点として、Q5 における利害関係者の判断を誤らせる場合の具体的な場合について脚注として追加記載した旨の説明がなされた。

■ 有限責任事業組合及び合同会社の実務対応報告について

前回より大きな修正事項がない旨の説明がされた上で、最終の議決を前に実務対応報告の文案の概要について説明がなされた。

主な議論は以下のとおりである。

■ 投資事業組合の実務対応報告の Q1 で業務執行について脚注にある日常的な業務という文言は抜け道として利用されるおそれがあるのではないか。

(事務局の回答) 法律上の取扱いであり、削除しても差し支えないので削除する。

■ 投資事業組合の実務対応報告の Q2 において VC が入るか確認したい。

(事務局の回答) 組合であっても、所有と経営が分離しているという実態であり、業務執行組合員が、管理業務に準ずる業務を行っているかどうか、実質で判断することになる旨の説明がなされた。

■ 投資事業組合の実務対応報告の Q2 の(2) については幅広く解釈されるおそれがある。

他の組合員が意思決定を行っていることが明確になるようにしていただきたい。

(事務局の回答) (2) の事例だけでは必ずしも実態を表さないのではないかということで の事例を付け加えたが、拡大解釈されることで、かえって逆効果であるのであれば、 の趣旨を踏まえた上で、 と を合わせ表現を変更することで対応する。コンセプトについては同意を得られていることから、字句修正にて対応したい旨の説明がなされた。

以上の議論の後、字句修正は委員長に一任することを前提として、出席委員全員 11 名の賛成により、2 件の実務対応報告の公表がそれぞれ議決された。

以上